

## 神戸大学 SDGs 研究交流会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、神戸大学 SDGs 研究交流会（以下「本会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本会は、地域社会や産業界と SDGs の理念を共有するオープンな交流とよどみのない成果の社会実装を実現するため、新しい価値を創造する産官学・地域連携プラットフォームを構築することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 交流会の開催
- (2) 講演会・セミナー等の開催
- (3) 会員へ交流会・講演会・セミナー等の案内
- (4) 本会及び会員の取組事例の情報発信
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的及び第3条に掲げる事業に賛同する個人、各種団体（企業等）等の会員、ならびに本学に所属する教職員をもって構成する。

2 会員の許諾に基づき、神戸大学 SDGs 推進室ホームページ等において、会員名簿及び法人会員のロゴマーク等を掲示する。

(入会)

第5条 本会への入会を希望する者は、神戸大学 SDGs 研究交流会参加申込書を第10条に定める事務局に提出し、審査を経て承認されることで、会員となる。

(会費)

第6条 入会費、年会費は無料とする。

2 前項に関わらず、神戸大学 SDGs 推進室が会員を対象に実施する事業においては、別に定める参加費を徴収する。

(退会)

第7条 本会を退会する場合は、神戸大学 SDGs 研究交流会退会届を第10条に定める事務局に届け出るものとする。

2 前項の届出に定める期日に会員資格を喪失し、退会するものとする。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当すると本会が判断した場合、その会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) 本会の趣旨から逸脱する等本会の運営にあたって支障が認められたとき

(個人情報)

第9条 本会は入会時に取得した個人情報を細心の注意を払い管理した上で、以下の目的のみに利用し、会員の同意がある場合、又は法令に基づく正当な理由がある場合を除き、第三者への開示・提供はしない。

- (1) 会員への交流会・講演会・セミナー等の案内
- (2) その他必要に応じて会員に対して連絡を取るため

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は、神戸大学SDGs推進室に置く。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、神戸大学SDGs推進室の議  
によって定める。

附則

この規約は、令和2年11月10日から施行する。

附則

この規約は、令和3年5月19日から施行する。

附則

この規約は、令和3年8月2日から施行する。

附則

この規約は、令和4年2月24日から施行する。